

## 災害対策関係法律の改正を求める意見書

本年2月13日に発生した福島県沖を震源とする地震に対する災害救助法の適用については、地震被害が県内の広範囲に及んだ福島県ではいち早く適用され、災害救助法に基づく住宅応急修理の対策等が速やかに展開されている。

一方、宮城県における災害救助法の適用については、本町では建物被害が多数みられたものの、宮城県全域としての地震被害はごく一部に留まったことなどから、災害救助法が適用されない状況となった。

また、県境で隣接する本町と福島県の新地町との被害状況については、震源に近い新地町のほうが本町より多くの被害を受けている状況ではあるが、新地町に近い本町南部エリア（坂元地区）では、新地町と同程度の被害状況となっており、町民は今もなお資金の調達等に苦慮しながら被災したままの住宅で生活することを余儀なくされている状況である。

このように、同程度の被害状況であっても、住宅の応急修理にかかる支援については、県境に位置する宮城県本町と福島県新地町との間で格差が生じている状況である。

災害救助法の基本理念である「平等の原則」の観点からしても、同等の被害を受けても災害救助法を適用した県が違うことにより、市町村に対する支援に格差が生じるようなことがあってはならない。

更に、被災者に直接関係する災害対策関係法律の適用についても、被災者生活再建支援法における被災世帯数の条件や、災害弔慰金の支給等に関する法律における無利子の災害援護資金の貸付けに関する災害救助法との関連など、自治体が違うことによって生じる支援格差もある。

よって、国においては、このような不平等になっている事態を重く受け止め、被災者に対して格差が生じないように、その支援方法については、被災地をはじめとした幅広い関係者の意見を丁寧に聴きながら、災害対策関係法律の現行法の見直しを行うとともに、具体的な新たな支援対策を含めた法整備を行うことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月11日

衆議院議長  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣  
国土強靱化担当大臣

宮城県山元町議会